

国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則新旧対照表

改 正 前	改 正 後																												
<p>(前 略) (特定有期雇用教職員の定義) 第2条 この規則において「特定有期雇用教職員」とは、次の各号に掲げるものをいう。 (1)～(3) (略) (4) 特定病院助教 任期を付して雇用する教員のうち、医師免許又は歯科医師免許を取得している者であつて、医学部附属病院が定め、総長の認める特定のプログラム、プロジェクト等により雇用される者 (5)～(8) (略) (中 略) (他の規則の準用) 第11条 この章に定めるもののほか、特定拠点教員の就業に関する事項については、就業規則(第22条、第23条及び第64条を除く。)の規定を準用する。ただし、同規則第2条第3項の規定により特定拠点教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、教員就業特例規則第6条の規定並びに就業規則第31条の規定により特定拠点教員に準用する給与に関する事項のうち、給与規程第5条から第8条まで、第11条から第22条まで、第27条から第33条の4まで並びに第34条及び第35条の規定は、この限りでない。 (中 略) (職務内容) 第14条 特定病院助教は、診療及び臨床教育・臨床研究に従事する。 (俸給) 第15条 特定病院助教の俸給月額を、別表第4に掲げる額とする。 2 前項の額については、雇用される者の経験及び能力に応じて決定するものとする。 (準用) 第16条 第5条第1項及び第2項本文並びに第7条の規定は、特定病院助教に準用する。 (後 略)</p> <p>別表第1～3 (略) 別表第4</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">俸給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A</td><td style="text-align: right;">350,000 円</td></tr> <tr><td>B</td><td style="text-align: right;">400,000 円</td></tr> <tr><td>C</td><td style="text-align: right;">450,000 円</td></tr> <tr><td>D</td><td style="text-align: right;">500,000 円</td></tr> <tr><td>E</td><td style="text-align: right;">550,000 円</td></tr> </tbody> </table> <p>(後 略)</p>	俸給月額		A	350,000 円	B	400,000 円	C	450,000 円	D	500,000 円	E	550,000 円	<p>(特定有期雇用教職員の定義) 第2条 (同 左)</p> <p>(他の規則の準用) 第11条 この章に定めるもののほか、特定拠点教員の就業に関する事項については、就業規則(第22条、第23条及び第64条を除く。)の規定を準用する。ただし、同規則第2条第3項の規定により特定拠点教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、教員就業特例規則第6条の規定並びに就業規則第31条の規定により特定拠点教員に準用する給与に関する事項のうち、給与規程第5条から第8条まで、第11条から第22条まで、第27条から第33条の4まで、第33条の6、第34条及び第35条の規定は、この限りでない。 (職務内容) 第14条 第15条 第16条</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>附 則 この規則は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>別表第1～3 (同 左) 別表第4</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">俸給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A</td><td style="text-align: right;">350,000 円</td></tr> <tr><td>B</td><td style="text-align: right;">400,000 円</td></tr> <tr><td>C</td><td style="text-align: right;">450,000 円</td></tr> <tr><td>D</td><td style="text-align: right;">500,000 円</td></tr> <tr><td>E</td><td style="text-align: right;">550,000 円</td></tr> <tr><td>F</td><td style="text-align: right;">600,000 円</td></tr> <tr><td>G</td><td style="text-align: right;">650,000 円</td></tr> </tbody> </table>	俸給月額		A	350,000 円	B	400,000 円	C	450,000 円	D	500,000 円	E	550,000 円	F	600,000 円	G	650,000 円
俸給月額																													
A	350,000 円																												
B	400,000 円																												
C	450,000 円																												
D	500,000 円																												
E	550,000 円																												
俸給月額																													
A	350,000 円																												
B	400,000 円																												
C	450,000 円																												
D	500,000 円																												
E	550,000 円																												
F	600,000 円																												
G	650,000 円																												

国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則新旧対照表

改正前					改正後				
(前 略) (資格等) 第3条 有期雇用教職員の資格、職務内容、雇用年齢上限及びその他の事項は、別表第1、別表第2及び別表第3の職名ごとの区分に応じ、同表に定めるところによる。 2 (略) (後 略)					(資格等) 第3条 } (同 左) 2 } 附 則 この規則は、平成23年4月1日から施行する。				
別表第1・2 (略) 別表第3					別表第1・2 (同 左) 別表第3				
職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	その他の事項	職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	その他の事項
医員	医師免許取得後2年以上又は歯科医師免許取得後1年以上の臨床研修又はこれに準じる診療業務を行った者	診療に従事必要に応じ、診療を通じての臨床教育の補助的職務及び診療に関して研究にも従事	満65歳(ただし、大学が特に認められた場合は、この限りでない。)	・任期については、医学部附属病院の定めによる ・当該医員又は医員(研修医)に係る雇用経費にて雇用される場合に限る	医員	医師免許又は歯科医師免許を有する者のうち、医師法若しくは歯科医師法の規定に定める臨床研修を修了した者又はこれに準じる診療業務を行った者	診療に従事必要に応じ、診療を通じての臨床教育の補助的職務及び診療に関して研究にも従事	満65歳(ただし、大学が特に認められた場合は、この限りでない。)	・任期については、医学部附属病院の定めによる ・当該医員又は医員(研修医)に係る雇用経費にて雇用される場合に限る
医員(研修医)	医科の卒後臨床研修開始後2年未満又は歯科の卒後臨床研修開始後1年未満の者	医師法・歯科医師法の規定に定める臨床研修に従事		・学生、研究生等を除く	医員(研修医)	医師国家試験又は歯科医師国家試験に合格した者(医員の資格・職務能力欄に該当する者を除く。)	医師法又は歯科医師法の規定に定める臨床研修に従事		・学生、研究生等を除く
		(略)					(同 左)		
(後 略)									

国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(前 略)	
<u>(病気休暇の期間)</u>	<u>(病気休暇)</u>
第24条 教職員が負傷又は疾病による療養のため勤務しないと認められる必要最小限度の期間は、 <u>病気休暇とする。</u>	第24条 病気休暇は、教職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。
2 生理日における勤務が著しく困難であるとして女性教職員から請求があった場合には、必要な期間 <u>病気休暇とする。</u>	<u>(病気休暇の期間)</u>
	第24条の2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、次に掲げる場合以外の場合における病気休暇（以下「特定病気休暇」という。）の期間は、次に掲げる場合における病気休暇を使用した日その他別に定める日（以下この条において「除外日」という。）を除いて連続して90日（業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合（以下「業務上負傷等の場合」という。）は、1年）を超えることはできない。
	(1) 生理日の就業が著しく困難な場合
	(2) 京都大学安全衛生管理規程（平成19年達示第8号）第39条第1項に規定する就業制限の措置を受けた場合
	2 前項の規定により、特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日（業務上負傷等の場合は、1年）を超えたときは、原則として、就業規則第15条第1項第1号の規定による休職とする。
	3 第1項ただし書、次項及び第5項の規定の適用については、連続する8日以上（当該期間における週休日等以外の日（以下「要勤務日」という。）の日数が3日以下である場合にあっては、当該期間における要勤務日の日数が4日以上である期間）の特定病気休暇を使用した教職員（この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた教職員を含む。）が、除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、1回の勤務に割り振られた勤務時間（1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程（平成16年達示第84号）第15条に規定する育児部分休業の承認を受けて勤務しない時間その他別に定める時間（以下この項において「育児部分休業等」という。）がある場合にあっては、1回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、育児部分休業等以外の勤務時間）のすべてを勤務した日の日数（第5項において「実勤務日数」という。）が20日に達する日までの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

改 正 前	改 正 後
<p>(病気休暇の手続)</p> <p>第25条 教職員は、病気休暇の承認を受けようとする場合には、あらかじめ休暇簿に所要の事項を記入し、請求をしなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ請求することができなかつた場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。</p>	<p>4 <u>使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日（業務上負傷等の場合は、1年）に達した場合において、90日（業務上負傷等の場合は、1年）に達した日後においても引き続き負傷又は疾病（当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日（以下この項において「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、当該90日（業務上負傷等の場合は、1年）に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日（業務上負傷等の場合は、1年）を超えることはできない。</u></p> <p>5 <u>使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日（業務上負傷等の場合は、1年）に達した場合において、90日（業務上負傷等の場合は、1年）に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病にかかる特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日（業務上負傷等の場合は、1年）を超えることはできない。</u></p> <p>6 <u>療養期間中の週休日、休日、代休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第1項ただし書、第3項から前項まで及び次条第2項第1号の規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。</u></p> <p>7 <u>第1項ただし書及び第2項から前項までの規定は、試用期間中の教職員及び再雇用職員には適用しない。</u></p> <p>(病気休暇の手続)</p> <p>第25条 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 病気休暇が引き続き1週間を超える場合には、療養を必要とする事由、期間等が明記された医師の診断書をすみやかに提出しなければならない。</p>	<p>2 <u>次に掲げる特定病気休暇を承認するに当たっては、療養を必要とする事由、期間等が明記された医師の診断書をすみやかに提出しなければならない。この場合において、医師の診断書が提出されないとき、提出された診断書の内容によっては勤務しないことがやむを得ないと判断できないときその他特に必要があると認めるときは、部局の長が指定する医師の診断を求めるものとする。</u></p>
<p>3 前項の病気休暇の期間を延長する場合には、当該期間にかかる医師の診断書をすみやかに提出しなければならない。</p>	<p>(1) <u>連続する8日以上</u>の期間（当該期間における要勤務日の日数が3日以下である場合には、当該期間における要勤務日の日数が4日以上である期間）の特定病気休暇</p>
<p>4 長期にわたり病気休暇を取得している者が、負傷又は疾病の回復後出勤しようとする場合には、承認を受けなければならない。この場合、勤務することが可能である旨が記載された医師の診断書を提出しなければならない。</p>	<p>(2) <u>請求に係る特定病気休暇の期間の初日前1月間における特定病気休暇を使用した日（要勤務日に特定病気休暇を使用した日に限る。）の日数が通算して5日以上である場合における当該請求に係る特定病気休暇</u></p>
<p>5 前3項に掲げる場合のほか、必要なときは医師の診断書を提出させることがある。 (病気休暇の単位)</p>	<p>3 } 4 } (同 左) 5 }</p> <p>(病気休暇の単位)</p>
<p>第26条 病気休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。</p>	<p>第26条 病気休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。<u>ただし、特定病気休暇の期間の計算については、1日以外を単位とする特定病気休暇を使用した日は、1日を単位とする特定病気休暇を使用した日として取り扱うものとする。</u></p>
<p>(後 略)</p>	<p>附 則 (施行期日) 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この規程の施行の日において、同日前から引き続き病気休暇を承認されている教職員に係る当該承認されている病気休暇の期間は、施行後の特定病気休暇の期間に含める。</p>

改正前		
別表第1 (第4条、第5条関係)		
教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間
	(略)	
医学部附属病院リハビリテーション部に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	午前8時30分から午後5時まで	正午から午後1時まで
教育推進部共通教育推進課に勤務する職員のうち、 <u>教育推進部長</u> が指定する者	午前8時から午後4時45分まで	正午から午後1時まで 午後1時から午後2時まで
	午前10時から午後6時45分まで	正午から午後1時まで 午後1時から午後2時まで
	(略)	

改正後		
別表第1 (第4条、第5条関係)		
教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間
	(同左)	
	(同左)	
<u>学務部</u> 共通教育推進課に勤務する職員のうち、 <u>学務部長</u> が指定する者	午前8時から午後4時45分まで	正午から午後1時まで 午後1時から午後2時まで
	午前10時から午後6時45分まで	正午から午後1時まで 午後1時から午後2時まで
	(同左)	

別表第2 (略)

別表第2 (同左)

別表第3 (第16条関係)

別表第3 (第16条関係)

教職員の区分	割振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間
		(略)		
医学部附属病院放射線部に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8の1日勤務日	(略)	
			午前8時30分から翌日午前8時30分まで	午後0時15分から午後1時まで、午後8時30分から翌日午前3時まで、午前6時15分から午前7時30分まで

教職員の区分	割振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間
		(同左)		
医学部附属病院放射線部に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8の1日勤務日	(同左)	
			午前8時30分から翌日午前8時30分まで	午後0時15分から午後1時まで、午後8時30分から翌日午前3時まで、午前6時15分から午前7時30分まで
			午前7時30分から午後4時まで	正午から午後0時45分まで



改正前					改正後				
教職員の区分	割振り 単 位 期 間	週休日	始業及び終 業の時刻	休憩時間	教職員の区分	割振り 単 位 期 間	週休日	始業及び終 業の時刻	休憩時間
医学部附属 病院看護部 救急部及び 集中治療部 に勤務する 職員（看護 師長を除 く。）のうち、 医学部附属 病院長が指 定する者	4週間	医学部附 属病院長 が指定す る8又は 7の1日 勤務日	(略)		医学部附 属病院長 が指定す る8又は 7の1日 勤務日	4週間	医学部附 属病院長 が指定す る8又は 7の1日 勤務日	(同 左)	
			午後7時45 分から午前8 時30分まで	午後9時か ら午後10時 まで				午後7時45 分から午前8 時30分まで	<u>医学部附属病 院長が定める 1時間</u>
			午後8時か ら午前8時 30分まで	午後9時か ら午後10時 まで				午後8時か ら午前8時 30分まで	<u>医学部附属病 院長が定める 1時間</u>
		(略)					(同 左)		
<u>共用施設ア セットマネ ジメントセ ンターに勤 務する職員 のうち、共 用施設アセ ットマネジ メントセン ター長が指 定する者</u>	4週間	<u>共用施設 アセット マネジメント センター長</u> が指定する 8の1日 勤務日	(略)		<u>施設部管理 課に勤務す る職員のうち、 施設部 長が指定す る者</u>	4週間	<u>施設部長</u> が指定す る8の1 日勤務日	(同 左)	
(後 略)									



国立大学法人京都大学教職員給与規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略) (教職員の給与) 第 4 条 俸給は、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 16 年達示第 83 号。以下「勤務時間等規程」という。）第 3 条及び第 16 条から第 19 条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この規程に定める俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（第 22 条による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当及び拠点手当を除いた全額とする。</p>	<p>(教職員の給与) 第 4 条 俸給は、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 16 年達示第 83 号。以下「勤務時間等規程」という。）第 3 条及び第 16 条から第 19 条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この規程に定める俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（第 22 条による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当、<u>拠点手当及び衛生管理手当</u>を除いた全額とする。</p>
<p>(中 略) (俸給の特別調整額) 第 12 条 俸給の特別調整額は、管理又は監督その他の地位にある別表第 9 の職名欄に掲げる職にある者（指定職俸給表適用者を除く。）に対し、同表に定めるところにより俸給の支給に準じて支給する。この場合において、同一の者が同表の職名欄に掲げる職を複数占めるときは、いずれか高い方の額を支給する。</p>	<p>(俸給の特別調整額) 第 12 条 (同 左)</p>
<p>(中 略) (入試手当) 第 33 条の 2 入試手当は、入試業務に従事する別表第 11 に掲げる教員に対し、その区分に応じた手当額を支給する。</p>	<p>(入試手当) 第 33 条の 2 (同 左)</p>
<p>(中 略) (拠点手当) 第 33 条の 5 国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成 16 年達示第 1 号）<u>第 50 条の 4</u>の研究拠点において研究に従事する教員及び最先端研究開発支援プログラムにより雇用される教員には、拠点手当を支給することができる。</p>	<p>(拠点手当) 第 33 条の 5 国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成 16 年達示第 1 号）<u>第 48 条第 1 項</u>の研究拠点において研究に従事する教員及び最先端研究開発支援プログラムにより雇用される教員には、拠点手当を支給することができる。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (同 左) (衛生管理手当) <u>第 33 条の 6 衛生管理手当は、国立大学法人京都大学安全衛生管理規程（平成 19 年達示第 8 号）第 11 条第 2 項の規定により衛生管理者に任命された教職員に対し支給する。ただし、衛生管理業務を主たる業務とする組織として環境安全保健機構長が指定する組織において衛生管理者に任命された教職員には、衛生管理手当は支給しない。</u> <u>2 前項の手当の月額は、3,000 円とする。</u></p>
<p>(特定の教職員についての適用除外) 第 34 条 第 11 条から第 15 条まで、第 17 条、第 20 条、第 23 条から第 26 条まで及び第 28 条から第 31 条までの規定は、指定職俸給表の適用を受ける教職員には適用しない。 2 第 23 条及び第 24 条の規定は、俸給の特別調整額の適用を受ける教職員には適用しない。</p>	<p>(特定の教職員についての適用除外) 第 34 条 第 11 条から第 15 条まで、第 17 条、第 20 条、第 23 条から第 26 条まで、<u>第 28 条から第 31 条まで及び第 33 条の 6</u>の規定は、指定職俸給表の適用を受ける教職員には適用しない。 2 第 23 条、<u>第 24 条及び第 33 条の 6</u>の規定は、俸給の特別調整額の適用を受ける教職員には適用しない。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>3 (略) (中 略) (給与の減額) 第37条 教職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第13条に規定する祝日法による休日(勤務時間等規程第14条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。)、勤務時間等規程第13条に規定する年末年始の休日(勤務時間等規程第14条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。) 又は勤務時間等規程第13条に規定する創立記念日(勤務時間等規程第14条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。) である場合、就業規則第34条による職務専念義務免除期間(同条第3号を除く。)、就業規則第43条による妊産婦である女性教職員の健康診査、就業規則第44条による妊産婦である女性教職員の業務軽減等、及び就業規則第58条による就業禁止期間、並びに休暇による場合、その他勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第39条に規定する勤務1時間あたりの給与額に、その勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。 (中 略) 附 則 1～4 (略) 5 当分の間、第37条の規定にかかわらず、教職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(別に定めるものに限る。)により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日(結核性疾患にあっては、1年)を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。 (中 略)</p>	<p>3 (同 左) (給与の減額) 第37条 (同 左)</p> <p>附 則 1～4 (同 左) 5 当分の間、第37条の規定にかかわらず、教職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(別に定めるものに限る。)により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第11の規定は、平成23年1月1日から適用する。 (経過措置) 2 この規程の施行の日において、同日前から引き続き結核性疾患による病気休暇又は就業禁止の措置(別に定めるものに限る。)により勤務しない教職員に対する俸給の半減の取扱いについては、改正後の附則第5項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。</p>

改正前			改正後		
別表第9 俸給の特別調整額表（第12条関係）			別表第9 俸給の特別調整額表（第12条関係）		
職名	支給額	備考	職名	支給額	備考
(略)			(同左)		
保健管理センター所長	60,000円				
研究拠点		(略)	研究拠点		(同左)
(略)			(同左)		
本部の事務組織(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第52条第1項に定めるものをいう。)及び部局事務部			事務本部及び部局事務部		
部長及び事務部長	100,000円		部長及び事務部長	120,000円	(総長が指定するものに限る。)
課長及び事務長	65,000円		課長及び事務長	80,000円	(総長が指定するものに限る。)
室長	65,000円	(総長が指定するものに限る。)	室長及びセンター長	80,000円	(総長が指定するものに限る。)
センター長	65,000円	(総長が指定するものに限る。)		65,000円	(総長が指定するものに限る。)
(略)					

改正前				改正後			
別表第10 (略)				別表第10 (同左)			
別表第11 (第33条の2関係)				別表第11 (第33条の2関係)			
試験	業務	業務内容	手当額	試験	業務	業務内容	手当額
大学入試センター試験	試験実施責任者	大学入試センター試験の実施を総括する教員	年度当たり 100,000円	大学入試センター試験		(同左)	
	学部試験実施責任者	各学部において大学入試センター試験の実施を総括する教員	年度当たり 60,000円			(同左)	
	試験実施責任者補佐	試験実施責任者を補佐する教員で、大学入試センター試験実施委員会委員のうち、試験実施責任者が指名する教員	年度当たり 40,000円			(同左)	
	救護医師	発病者等に係る救護措置を行う医師	1日当たり 10,000円	試験監督者・リスニング監督補助者	大学入試センター試験の試験監督及びリスニング監督補助を行う教員	1科目当たり 2,500円	
		(略)			(同左)		

国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略) (手当) 第12条 再雇用職員に支給できる手当は、次の各号に掲げる手当とする。 (1) 通勤手当 (2) 超過勤務手当 (3) 休日給 (4) 夜勤手当 (5) 宿日直手当</p> <p>2 前項の手当の支給は、給与規程の定めるところによる。ただし、超過勤務手当のうち、教職員の所定の勤務時間に相当する時間内における勤務については、給与規程第39条に規定する勤務1時間あたりの給与額を超過勤務手当として支給し、給与規程第23条第1項第3号に規定する勤務の算出の基礎には含めないものとする。 (後 略)</p>	<p>(手当) 第12条 再雇用職員に支給できる手当は、次の各号に掲げる手当とする。 (1) 通勤手当 (2) 超過勤務手当 (3) 休日給 (4) 夜勤手当 (5) 宿日直手当 (6) <u>衛生管理手当</u></p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。</p>

国立大学法人京都大学教職員退職手当規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第 8 条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、教職員としての引き続いた在職期間による。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第 1 項に規定する教職員としての引き続いた在職期間には、次の各号に掲げる国立大学法人等(以下「法人等」という。)に使用される者が引き続いて教職員となったときにおける当該法人等に使用される者としての引き続いた在職期間、及び教職員が第 2 条第 7 号の規定により退職手当を支給されないで法人等に使用される者となり、引き続いて法人等に使用される者として在職した後引き続いて教職員となったときにおける、先の教職員としての引き続いた在職期間の始期から法人等に使用される者としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の法人等に使用される者としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。ただし、退職により、この規程による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した法人等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に 1.2 を乗じて得た数(1 未満の端数を生じたときは、その端月数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の教職員として引き続いた在職期間には含まないものとする。</p> <p>(1) 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定される国立大学法人</p> <p>(2) 国立大学法人法第 2 条第 3 項に規定される大学共同利用機関法人</p> <p>(3) 独立行政法人国立高等専門学校機構法第 2 条に規定される独立行政法人国立高等専門学校機構</p> <p>(4) 独立行政法人大学評価・学位授与機構法第 2 条に規定される独立行政法人大学評価・学位授与機構</p> <p>(5) 独立行政法人国立大学財務・経営センター法第 2 条に規定される独立行政法人国立大学財務・経営センター</p> <p>(6) 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第 3 条に規定される独立行政法人宇宙航空研究開発機構(ただし、同機構就業規則に規定される教育職職員に限る。)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第 8 条 } (同 左)</p> <p>2～4 }</p> <p>5 第 1 項に規定する教職員としての引き続いた在職期間には、次の各号に掲げる国立大学法人等(以下「法人等」という。)に使用される者が引き続いて教職員となったときにおける当該法人等に使用される者としての引き続いた在職期間、及び教職員が第 2 条第 7 号の規定により退職手当を支給されないで法人等に使用される者となり、引き続いて法人等に使用される者として在職した後引き続いて教職員となったときにおける、先の教職員としての引き続いた在職期間の始期から法人等に使用される者としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の法人等に使用される者としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。ただし、退職により、この規程による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した法人等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に 1.2 を乗じて得た数(1 未満の端数を生じたときは、その端月数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の教職員として引き続いた在職期間には含まないものとする。</p> <p>(1) 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定される国立大学法人</p> <p>(2) 国立大学法人法第 2 条第 3 項に規定される大学共同利用機関法人</p> <p>(3) 独立行政法人国立高等専門学校機構法第 2 条に規定される独立行政法人国立高等専門学校機構</p> <p>(4) 独立行政法人大学評価・学位授与機構法第 2 条に規定される独立行政法人大学評価・学位授与機構</p> <p>(5) 独立行政法人国立大学財務・経営センター法第 2 条に規定される独立行政法人国立大学財務・経営センター</p> <p>(6) 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第 3 条に規定される独立行政法人宇宙航空研究開発機構(ただし、同機構就業規則に規定される教育職職員に限る。)</p> <p><u>(7) 独立行政法人大学入試センター法第 2 条に規定される独立行政法人大学入試センター</u></p> <p>6・7 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。</p>

国立大学法人京都大学永年勤続者表彰規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)                      (表彰を受ける者)                      第2条 表彰は、教職員（<u>講師以上の教員</u>を除く。）であって、次の各号の一に該当し、かつ、勤務成績が良好な者について行う。                      (1) 創立記念日において、勤続期間が20年に達する者                      (2) 創立記念日において、勤続期間が30年に達する者                      (3) 前2号に相当すると京都大学総長（以下「総長」という。）が認める者                      (後 略)</p>	<p>(表彰を受ける者)                      第2条 表彰は、教職員（<u>教授、准教授、講師及び助教</u>を除く。）であって、次の各号の一に該当し、かつ、勤務成績が良好な者について行う。                      (1) }                      (2) } (同 左)                      (3) }                      附 則                      この規程は、平成23年4月1日から施行する。</p>